

# 重要事項説明書

利用者氏名 \_\_\_\_\_ 様

なないろ訪問看護ステーション



# なないろ訪問看護 重要事項説明書

2024/6 改定

様が利用しようと考えている指定訪問看護サービス(指定介護予防訪問看護サービス)について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。分からないこと、分かりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 24 年豊中市条例第 69 号)」・「豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 24 年豊中市条例第 73 号)」に基づき、指定訪問看護サービス(指定介護予防訪問看護サービス)提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

## 1 指定訪問看護サービス(指定介護予防訪問看護サービス)を提供する事業者について

事業者名称	合同会社 なないろグループ
代表者氏名	代表社員 木田 文代
本社所在地 (連絡先及び電話番号)	〒561-0881 大阪府豊中市中桜塚 5 丁目 7-9 2F 電話 06-6151-5817 ファックス 06-6151-5818
法人設立年月日	平成 30 年 10 月 1 日

## 2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

### (1)事業所の所在地等

事業所名称	なないろ訪問看護ステーション
介護保険指定 事業所番号	2764090920
事業所所在地	〒561-0881 大阪府豊中市中桜塚 5 丁目 7-9 2F
連絡先 相談担当者名	電話 06-6151-5817 FAX 06-6151-5818 相談担当者: 木田 文代
事業所の通常の 事業の実施地域	大阪府豊中市、茨木市、吹田市、大阪市、箕面市、池田市、守口市、尼崎市、宝塚市の区域とする。

### (2)事業の目的及び運営の方針

事業の目的	合同会社なないろグループが開設する、なないろ訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師、准看護師、(以下「看護職員等」という。)が要介護状態であり、主治の医師が必要と認めた高齢者に対し適切な訪問看護の提供を目的とする。
運営の方針	指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供にあたっては、ステーション看護職等は要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続的にできるように支援する。

## (3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日(ただし、祝日・12月30日～1月3日を除く)
営業時間	午前9:00～午後6:00

## (4)サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～金曜日(ただし、祝日・12月30日～1月3日を除く)
サービス提供時間	午前9:00～午後6:00

## (5)事業所の職員体制

管理者	看護師 木田 文代
-----	-----------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)が行われるよう必要な管理を行います。</li> <li>2 訪問看護(介護予防訪問看護)計画書及び訪問看護(介護予防訪問看護)報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。</li> <li>3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li> </ol>	1名 (看護職員と兼務)
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。</li> <li>2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに利用者等への説明を行い同意を得ます。</li> <li>3 利用者へ訪問看護計画を交付します。</li> <li>4 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の実施状況の把握及び訪問看護(介護予防訪問看護)計画の変更を行います。</li> <li>5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。</li> <li>6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。</li> <li>7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。</li> <li>8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護(介護予防訪問看護)報告書を作成します。</li> </ol>	1名 (看護職員と兼務)
看護職員 (看護師・准看護師)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービス(指定介護予防訪問看護サービス)を提供します。</li> <li>2 訪問看護(介護予防訪問看護)の提供にあたっては、適切な技術をもって行います。</li> </ol>	常勤 1名 非常勤 2名
事務職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。</li> </ol>	1名

### 3 提供するサービスの内容及び費用について

#### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画(介護予防訪問看護)の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護(介護予防訪問看護)計画を作成します。
訪問看護(介護予防訪問看護)の提供	(1)訪問看護(介護予防訪問看護)計画書の作成及び利用者又はその家族への説明 ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話 ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置 (2)訪問看護(介護予防訪問看護)計画書に基づく指定訪問看護(指定介護予防訪問看護) (3)訪問看護(介護予防訪問看護)報告書の作成

#### (2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について(単位数)

【豊中市 1 単位=10.84 円】

サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20 分未満		30 分未満		30 分以上 1 時間未満		1 時間以上 1 時間 30 分未満	
	要介護	要支援	要介護	要支援	要介護	要支援	要介護	要支援
昼間 看護師による場合	314	303	471	451	823	794	1,128	1,090

・准看護師による訪問の場合、上記金額の 100 分の 90 になります。

提供時間帯名	早朝	夜間	深夜
時間帯	午前 6 時から 午前 8 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで

サービスの提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 25、深夜の場合は、100 分の 50 に相当する単位数が加算されます。

※ 指定訪問看護ステーション(加算)

【豊中市 1 単位=10.84 円】

加算	単位	算定回数等
緊急時訪問看護加算 (訪問看護ステーション)	600	1 月に 1 回
特別管理加算(Ⅰ)	500	1 月に 1 回
特別管理加算(Ⅱ)	250	
ターミナルケア加算	2500	死亡月に 1 回
初回加算(Ⅰ)退院当日訪問あり	350	初回のみ
初回加算(Ⅱ)退院当日訪問なし	300	
退院時共同指導加算	600	1 回当たり
複数名訪問看護加算	254	1 回当たり(30 分未満)
	402	1 回当たり(30 分以上)
長時間訪問看護加算	300	1 回当たり(90 分以上)
口腔連携強化加算	50	1 月に 1 回

※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します。

※ 特別管理加算は、指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。→下段のカッコ内に記載しています。)に対して指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

※ 特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護(介護予防訪問看護)を行った場合に加算します。

- ① 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流<sup>かんりゆう</sup>指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは 1 日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

- ・多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る))、多系統萎縮症(綿状体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ・急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認められる状態

- ※ 初回加算は新規に訪問看護(介護予防訪問看護)計画を作成して利用者に対し、訪問看護(介護予防訪問看護)を提供した場合に加算します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。
- ※ 退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護(介護予防訪問看護)を行う場合(利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護(介護予防訪問看護)が困難と認められる場合等)に加算します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1 回の時間が 1 時間 30 分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定のサービス費(1 時間以上 1 時間 30 分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた 1 時間 30 分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。
- ※ 当事業所と同一建物若しくは同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の 90/100 となります。

同一の敷地内若しくは隣接する建物とは、当該事業所と構造上、外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを言います。

同一の建物に 20 人以上居住する建物とは、前記に該当するもの以外で当事業所の利用者が 20 人以上居住する建物を言います。

(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)

- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

#### 4 その他費用について

① 交通費	なし	
※ただし、通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。 ・通常の事業の実施地域を超えてから、片道 1 キロメートル以上 50 円		
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24 時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です。
	12 時間前までにご連絡の場合	1 提供当たりの料金の 5%を請求いたします。
	12 時間前までにご連絡のない場合	1 提供当たり料金の 10%を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

#### 5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払方法について

① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合)、 その他の費用の請求方法等	ア 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
	イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月振替日までに利用者又はご家族等あてにお届け(郵送)します。
② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合)、 その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の口座振替日までに口座の残高をご確認ください。お支払方法は利用者様が指定する口座から、自動振替とさせていただきます。
	イ 口座振替の確認をしたら、領収書をお渡し(郵送)しますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)

- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いがない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護職員の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	ア	相談担当者氏名	木田 文代
	イ	連絡先電話番号	06-6151-5817
		同 FAX 番号	06-6151-5818
	ウ	受付日及び受付時間	月曜日～金曜日 午前 9:00～午後 6:00

## 7 サービス提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護(介護予防訪問看護)計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護(介護予防訪問看護)計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「訪問看護(介護予防訪問看護)計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護(介護予防訪問看護)計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

## 8 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 木田 文代
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>

## 10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

## 11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
補償の概要	身体障害、財物損害、人格権侵害、管理物受託物、被害者治療費、訴訟対応費用、初期対応費用等

## 12 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 13 心身の状況の把握

指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 14 居宅介護支援事業者との連携

- ① 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護(介護予防訪問看護)計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

## 15 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

## 16 衛生管理等

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- ③ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- ④ 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ⑤ 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

## 17 身体拘束等の原則禁止

- ① サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。
- ② やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載いたします。

## 18 業務継続計画の策定等

- ① 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- ② 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- ③ 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

19 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)サービス内容の見積もりについて

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 訪問看護(介護予防訪問看護)計画を作成する者

氏名 木田 文代 (連絡先: 06-6151-5817 )

(2) 提供予定の指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の内容と利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険適用の有無	利用料	利用者負担額
月					
火					
水					
木					
金					
土					
日					
1 週当りの利用料、利用者負担額(見積もり)合計額				円	円

(3) その他の費用

①交通費の有無	なし
②キャンセル料	重要事項説明書4-②記載のとおりです。

(4) 1 か月当りのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)とその他費用の合計)の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヶ月以内とします。

20 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア ○提供した指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ 相談及び苦情に円滑かつ適正に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

○事業所は、提供した指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

○本事業所は、提供した指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言にしたがって必要な改善を行います。

苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 なないろ訪問看護ステーション	所在地 大阪府豊中市中桜塚5丁目7-9 2F 電話番号 06-6151-5817 FAX 番号 06-6151-5818 受付時間 平日 9:00~18:00
【市町村(保険者)の窓口】 豊中市健康福祉部高齢施策課	所在地 大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号 電話番号 06-6858-2838 FAX 番号 06-6858-3146 受付時間 平日 9:00~17:15
【市町村(保険者)の窓口】 話して安心、困りごと相談	所在地 大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号 電話番号 06-6858-2815 FAX 番号 06-6854-4344 受付時間 平日 9:00~17:15
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪府中央区常磐町1-3-8 大阪大通 FNビル内 電話番号 06-6943-5418 受付時間 平日 9:00~17:00

21 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和            年            月            日
-----------------	---

上記内容について、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第115号)第10条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	〒561-0881 大阪府豊中市中桜塚5丁目7-9 2F
	法人名	合同会社 なないろグループ
	代表者名	代表社員 木田 文代
	事業所名	なないろ訪問看護ステーション
	説明者	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	続柄 (            ) 印

## 医療保険を適用する場合に提供するサービスの利用料、利用者負担額について

### 訪問看護基本療養費

		看護師	准看護師	緩和ケア・褥瘡ケアに係る 専門の看護師
基本療養費(Ⅰ)	週 3 日まで、1 日につき	5,550 円	5,050 円	12,850 円 (月 1 回を限度)
	週 4 日以降、1 日につき	6,550 円	6,050 円	
基本療養費(Ⅱ) 同一建物居住者の訪問(※1)	週 3 日まで、1 日につき	2,780 円	2,530 円	12,850 円 (月 1 回を限度)
	週 4 日以降、1 日につき	3,280 円	3,030 円	
基本療養費(Ⅲ)	外泊中の訪問看護(※2)	8,500 円		

※1 同一建物内の複数(3人以上)の利用者に同一日に訪問した場合

※2 入院中に 1 回(別に厚生労働大臣が定める疾病等は 2 回)に限り算定

#### ① 訪問看護管理療養費

	月の初日	2 日目以降
イ. 機能強化型訪問看護療養費1	13,230 円	3,000 円 (1 日につき)
ロ. 機能強化型訪問看護療養費2	10,030 円	
ハ. 機能強化型訪問看護療養費3	8,700 円	
ハ. 訪問看護管理療養費(上記以外)	7,670 円	

#### ② 加算など

加算	利用料	算定回数等
緊急時訪問看護加算	2,650 円	月 14 日目まで
	2,000 円	月 15 日以降
難病等複数回訪問加算	4,500 円	1 日 2 回
	8,000 円	1 日 3 回以上
長時間訪問看護加算	5,200 円	90 分を超える場合(対象は※2)
24 時間対応体制加算	6,800 円	月 1 回(利用者の同意要)
退院時共同指導加算	6,000 円	月 2 回まで
特別管理指導加算 ※1	2,000 円	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者
退院支援指導加算	6,000 円	退院時の訪問
	8,400 円	退院時の訪問(長時間)
在宅患者連携指導加算	3,000 円	月 1 回
在宅患者緊急時カンファレンス加算	2,000 円	月 2 回まで
特別管理加算	5,000 円	月 1 回 (対象は※3)
	2,500 円	月 1 回 (対象は※4)
情報提供療養費	1,500 円	月 1 回
ターミナルケア療養費	25,000 円	1 回
複数名訪問看護加算	4,500 円	看護師等の場合 (※5)
	3,800 円	准看護師の場合
夜間・早朝・深夜加算	2,100 円	早朝 (6:00~8:00) 夜間 (18:00~22:00)
	4,200 円	深夜 (22:00~6:00)
医療 DX 情報活用加算	50 円	月 1 回

- ※1 退院時共同指導加算に上乗せ
- ※2 ①特別な管理を必要とする利用者(※3 ※4) は週 1 回  
②特別訪問看護指示機関の利用者 は週 1 回
- ※3 ①悪性腫瘍腫患者・気管切開患者で主治の医師より指導管理を受けている状態にある利用者  
②気管カニューレ又は留置カテーテルを使用している状態の利用者
- ※4 ①自己腹膜灌流・血液透析・酸素療法・中心静脈栄養法・成分栄養経管栄養法・自己導尿・人工呼吸・持続陽圧呼吸療法・自己疼痛・肺高血圧疾患で主治の医師より指導管理を受けている状態にある利用者  
②人工肛門又は人工膀胱を造設している状態にある利用者  
③重度の褥瘡(真皮を超える褥瘡)の状態にある利用者  
④在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している利用者
- ※5 看護師等(看護師・保健師・助産師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)

## 実費の費用について

	料金
エンゼルケア料	20,000 円

## □ 緊急時訪問看護加算(介護保険) □

### 《緊急時訪問看護加算に対する事業者の遵守事項》

- 目的： ①事業者がサービスを、利用者又はその家族に対して緊急時に訪問看護を実施する為  
②緊急時において、利用者の生命やその他有する権利・利益を保護する為
- 使用条件： ①使用した場合はこれらを記録します。  
②使用目的を変更する際は、変更通知書(写)をもって連絡いたします。
- 内容： 利用者またはその家族に対して 24 時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問する事  
になっていない緊急時の訪問を必要に応じて行う。
- 契約期間： 契約期間中、緊急時訪問看護対応を実施します。

## □ 24 時間対応加算(医療保険) □

### 《24 時間対応加算に対する事業者の遵守事項》

- 目的： ①事業者がサービスを、利用者またはその家族に対して 24 時間対応する為  
②緊急時において、利用者の生命やその他有する権利・利益を保護する為
- 使用条件： ①使用した場合はこれらを記録します。  
②使用目的を変更する際は、変更通知書(写)をもって連絡いたします。
- 内容： 利用者またはその家族に対して 24 時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問する 事  
になっていない緊急時の訪問を必要に応じて行う。
- 契約期間： 契約期間中、24 時間対応を実施します。

## 同意書

- 緊急時訪問看護加算（介護保険）
- 24 時間対応加算（医療保険）

なないろ訪問看護ステーションを契約した居宅サービス事業所として認め、介護保険法及び医療保険法等に基づく契約書の上記に関し、説明を受け同意いたします。

**【ご本人様】**

住所

氏名

㊞

**【代理人様】**

住所

TEL

氏名

㊞

続柄 ( )

**【事業者】**

住 所

大阪府豊中市中桜塚5丁目7-9 2F

事業者名

なないろ訪問看護ステーション

管理者名

木田 文代

㊞



## □ 個人情報の使用 □

### 《個人情報の利用目的ならびに事業者の遵守事項》

- 目的： ①事業者がサービスを円滑に実施する為(配送確認、商品選定他)  
②サービス担当者会議等において 共通理解を促す為  
③緊急時において 利用者の生命やその他有する権利・利益を保護する為
- 使用条件： 個人情報の使用は、目的の範囲内で最小限度に収め、情報提供が必要な関係者以外は決して漏れることのないよう細心の注意を払います。  
②使用した場合はこれらを記録します。  
③使用目的を変更する際は、変更通知書(写)をもって連絡いたします。
- 内容： 氏名、住所、心身の状態、病歴、感染症、置かれている環境、その他ご家族様に関する情報、プライバシーにかかわる情報等
- 契約期間： 契約期間中、また契約終了後も機密を保持する義務は継続します。

なないろ訪問看護ステーションを契約した居宅サービス事業所として認め、説明を受け同意いたします。

#### 【ご本人様】

住所

氏名

㊞

#### 【代理人様】

住所

TEL

氏名

㊞

続柄 ( )

#### 【事業者】

住 所 大阪府豊中市中桜塚5丁目7-9 2F

事業者名 なないろ訪問看護ステーション

管理者名 木田 文代

㊞